

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

2026年3月30日(月)

NO. 1667号

本号3頁

## 憲法会議第61回総会開催 全国で立ち上がる新しい仲間とともに、 改憲反対の新たな共同のたたかいを進めよう!!

3月22日、憲法講座の後、憲法会議第61回全国総会が全労連会館で、オンライン併用で開催されました。

2月8日投開票が行われた第51回衆議院選挙の結果、高市首相が率いる自民党が選挙区249議席、比例区67議席と単独で総定数465の「3分の2」を超える316議席を獲得する歴史的な勝利を収めました。中道改革連合は議席を118減らす大惨敗・地滑りの敗北で、多数の重鎮も議席を守れませんでした。共産党、れいわ、社民党なども議席を減らしました。この結果、当選した議員の中で憲法改正に「賛成」が78%で、「どちらかといえば」を加えると89%(読売調査)となり、憲法は戦後最大な危機を迎えています。しかし、3月10日の国会正門前で行われた「平和憲法を守るための緊急アクション」には8000人、3月19日の「19日行動」には11000人が参加、危機に何としても憲法を守り・いかそうと、市民が立ち上がってきています。

そのような中、今日の憲法を巡る情勢と、全国各地での新しい仲間とともにすすめる改憲反対のたたかいを学びあい、今後のたたかいに向けた意思統一の場として開催されました。

開会あいさつで吉田健一代表幹事(自由法曹団元団長)は、「平和を大事にしたいと思う若い人を含む新しい運動とともに、日米両政府の危険な動きを許さない運動をつくるため、憲法会議も前進しよう」と述べました。

その後、総会議案と決算等の会計関係を高橋信一事務局長が提案。改めて、戦後最大な憲法の危機に何としても憲法を守り・いかそうと立ち上がる全国各地の新しい仲間とともに、新たな共同が構築され始めていると、具体例を報告し強調しました。そして、「憲法への自衛隊明記」を許さない憲法改悪を阻止するために、学びあい、励ましあい行動し、「憲法を守れ」「戦争する国に絶対反対」を訴え、広げていこう。そのために、衆参憲法審査会の監視・傍聴活動を強めよう、地方からは仲間とともに同時中継を視聴するとりくみを進めようと呼びかけました。また、スパイ防止法の制定を含むインテリジェンス(情報収集・分析)機能の強化が進められ、スパイの摘発や情報収集を名目に、市民のプライバシーが侵害されたり、表現や報道の自由が制約されたりする懸念がぬぐえない、何として阻止しよう。そのために、「憲法パンフレット」を活用した憲法学習や「春の憲法講座」の録画を活用して仲間とともに「憲法学習」を進めよう等と、方針を提起しました。

討論では、埼玉憲法会議の渡辺政成事務局次長は、「先日の国会前の19日行動に参加した。心躍る光景だった」と語りました。埼玉でも若い女性や母親、自民党支持の男性らの署名やカンパ、宣伝飛び入り参加があったと報告。「スパイ防止法反対」の学習会には340人が集まり、反対する会の結成に向けた新しい共同が始まっていると述べました。

宮城憲法会議の小野寺義象さんは、「市民連合宮城」から呼びかけがあり、本日、仙台では春の憲法講座のオンラインでの同時配信を「みんなで視聴する会」を開催しており、57名が参加して学びあったと報告しました。

京都憲法会議の奥野恒久事務局長(龍谷大学教授)は「9条の価値を多面的に語り、憲法を守るために何かしたいと思っている人たちに働きかける運動をつくりたい」と語りました。

岩手の菊池洋事務局長(岩手大学准教授)は、昨年5月3日の250人あつまった「5・3憲法集会inいわて」のとりくみや、初めて2回実施した憲法カフェの取り組みなどを報告しました。

東京会議や、閉会あいさつでの全司法から、3月19日の国会前行動で、新しい参加者や若い仲間が改憲の危機に立ち上がってきていると、報告されました。

提起された総会議案と会計関係が採決・承認され、新しい第 61 期の役員選出後に、高橋事務局長がまとめの発言を行いました。その中で、本日報告された国会や全国各地での憲法の危機に若い新しい仲間が立ち上がってきていることを確信に、憲法審査会の監視・傍聴行動を強めよう、9 の日行動、19 行動など定例行動を新しい仲間とともにすすめよう、そして「新しい署名」に積極的に取り組もう等と、訴えました。

## **学術会議文書再び開示命令 国側主張「論理の飛躍」**

菅義偉元首相が日本学術会議会員の任命を拒否した問題で、首相が拒否できるとの法解釈に至る文書が開示されなかったのは不当だとして、立憲民主党の小西洋之参院議員が不開示処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決公判が 27 日、東京高裁でありました。

控訴審判決は、不開示は違法として国に開示を命じた一審・東京地裁判決を支持し、国の控訴を棄却しました。相沢真木裁判長は、不開示部分を開示することによる公益性は小さくないと判断。国側が主張していた学術会議の事務の適正な遂行や、円滑な人事の確保に支障が生じる恐れについては「論理の飛躍と言わざるを得ない」と指摘しました。

判決によると、小西氏は 2021 年、内閣府の日本学術会議事務局が内閣法制局に提出した文書を開示請求しましたが、一部が不開示とされました。

小西氏は判決後に東京都内で開いた記者会見で「学術の独立を守り抜く判決だ」と評価。不開示部分には、任命拒否の判断に関わる情報が含まれている可能性があるとして「任命拒否の違法性について追及していく」と述べました。



## **国旗損壊罪は新法で対応、自民党調整…**

### **議員立法で今国会の成立目指す方針**

自民党は日本国旗の損壊行為を処罰する法律の制定に向け、近くプロジェクトチーム（PT）を設立します。具体的な罰則を含めた条文案について議論し、議員立法として今国会での成立を目指すとしています。既存の法律の改正ではなく、新法で対応する方向で調整しています。

小林政調会長は 19 日の記者会見で、早期の PT 設置を表明。座長には松野博一・元官房長官を充てるとしています。自民、日本維新の会両党は、今国会での国旗損壊罪制定の方針で一致しており、小林氏は「できる限り速やかに条文案を詰め、維新と固めたい」と述べました。

刑法は外国の国旗を侮辱目的で損壊した場合、2 年以下の拘禁刑か 20 万円以下の罰金に処すると規定しています。PT では、日本国旗をどのような状況、手法で損壊した場合を規制の対象とするかや、具体的な罰則の内容などを検討するとしています。

規制の要件について、自民内では「侮辱目的」など憲法が定める個人の表現や思想・良心の自由に踏み込みかねないものは避けるべきだとの声が出ています。公共の場で秩序を乱す行為に当たる場合など、客観的に判断できる要件を設定する見通しです。党幹部は「月内に PT を発足させ、4 月中に与党で法案をまとめたい」としています。

### **自民・維新連立合意書で、通常国会での「日本国国旗損壊罪」の制定を掲げる**

自民党と日本維新の会は連立政権の合意書で、来年の通常国会での「日本国国旗損壊罪」の制定を掲げました。参政党も、日本を侮辱する目的で国旗などを傷つければ 2 年以下の拘禁刑か 20 万円以下の罰金とする刑法改正案を参院に提出し、自維両党に協力を呼びかけています。3 党がまとめれば衆参で過半数に達し、可決・成立が可能になります。

刑法は、外国に対し侮辱を加える目的で、その国の国旗など国章を損壊した者を罰すると定めます。日本国旗は対象ではありません。参政党はこの点に触れ「他国の国旗も我が国の国旗も同じように扱う、真っ当な要求だ」としています。自民党も 2012 年に法案を提出。廃案となったが 21 年に再提出の動きがありました。その中心にいたのは高市早苗首相です。

刑法は犯罪を防ぎ、個人や社会、国家の利益を守るためにあります。ほかの手段では利益を守れない時にのみ刑罰を用いるのが基本的な考え方です。

外国国章損壊等罪は、日本の外交上の利益を守るためにあるとの考えが有力です。「国交に関する罪」の章にあり、外国政府の請求を要件としています。これらを踏まえれば、同罪があるからといって日本国旗の損壊罪が必要との理屈には首をかしげます。なぜ改正が必要なのか、守る利益は何か、どちらも腑（ふ）に落ちません。

極めて抑制的であるべきだが、日本国旗の損壊が処罰されたこともあります。1987年の沖縄国体会場で掲揚された日の丸を降ろして焼き、開始式を妨害したとして器物損壊などの罪に問われた男性はその後、有罪が確定。他人の器物を損壊する罪の法定刑は3年以下の拘禁刑、または30万円以下の罰金で、改正案の国旗損壊罪よりも重い。

政府に抗議するため、国旗を燃やしたり、やぶったりする行為は繰り返されてきました。そうしたやむにやまれぬ市民の叫びを刑罰で抑え込むことは、表現の自由の重みに照らせば許されることではありません。

### **米国連邦最高裁は国旗を焼いた行為は憲法で保障される表現行為にあたと判断**

米国では80年代、政権への異議申し立てのために星条旗を燃やした男性が起訴されましたが、連邦最高裁は、国旗を焼いた行為は憲法で保障される表現行為にあたと述べ、禁止や処罰は違憲と判断しました。

世界を見渡せば、フランスやドイツ、イタリア、中国など自国旗の損壊を罰する国もあれば、英国やカナダのように罰しない国もあります。ただ、欧州では表現の自由を保障する欧州人権条約があり、有罪となるのはヘイト目的などに限られるのが実情だといえます。

また、ナチスの党旗を国旗としたドイツは第2次大戦後に国旗を変更し、掲揚すら禁じています。一方、戦前から使われ続ける日の丸には、複雑な感情を抱く人が国内外にいることも忘れてはなりません。

戦後80年がたった今も、日の丸が侵略戦争の暗い影や、個人が尊重されない時代の記憶を喚起する事実は重い。沖縄での事件も、動機の根底には大戦末期に地上戦が展開された沖縄戦がありました。

政府が国民を統合するシンボルとして国旗を使おうとすれば、その反作用として、特に少数者の側から、政府への異議申し立ての手段として国旗を使おうとする動きが出て不思議ではありません。それを抑圧する方法をとるのでは、強権的とのそしりを免れません。

米国でもトランプ大統領が今年、国旗を焼くなどした人を起訴するよう命じる大統領令に署名しました。香港では、中国による支配に抗議して国旗を燃やしたり逆さまに掲げたりした学生や活動家らが、国旗を侮辱した容疑で相次ぎ逮捕されたことがありました。

民主政治を健全に保つには人々の自由を最大限保障することが重要です。市民の権利を抑制し、「国家のために個人がある」と言いたげな動きには警戒を強めなければなりません。

## **親イラン組織「フーシ派」が参戦 イスラエルにミサイル攻撃**

イエメンの親イラン組織「フーシ派」は28日、イスラエルに向けてミサイルを発射したと発表しました。イランでの戦闘開始以降、イエメンからの攻撃は初めてで中東情勢はさらに緊迫化しています。

戦闘が続く中、イエメンの親イラン組織「フーシ派」は28日、イスラエルに向けてミサイルを発射したと発表しました。イランでの戦闘開始以降、イエメンからの攻撃は初めてで今後、紅海での船舶攻撃を再開させた場合、ホルムズ海峡に続いて海上輸送がさらに混乱する恐れがあります。

情勢が緊迫する中、トランプ大統領はイランに対し、ホルムズ海峡の開放を改めて求めました。

トランプ氏は、「我々は今交渉中だ。何かできれば素晴らしいことだ。だがイランは開放しなければならない。トランプ海峡、いや、ホルムズ海峡を開放しなければならない」と述べ、また、「まだ3554の標的が残っている」と述べ、作戦継続の考えを強調しました。

ルビオ国務長官は27日に「数週間以内に完了する」と述べ、「地上部隊なしで目標を達成できる」との見方を示しましたが先行きは不透明です。